

工事カルテ特記仕様書

- 1 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録用データ」又は「実績データ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後 10 日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録しなければならない。
また、登録後は「登録内容確認書」の写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
- 2 契約金額の変更登録は、完成時のみとする。
- 3 契約変更により工事請負代金額が 500 万円未満になった場合は、すみやかに契約変更前の工事登録を削除しなければならない。